

議案第4号

八幡浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和8年2月24日提出

八幡浜市長 大城一郎

記

八幡浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市職員の給与に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
<p>(通勤手当) 第8条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 <u>支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額</u>（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>(通勤手当) 第8条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</u> （育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） <u>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u> <u>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,900円</u> <u>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</u> <u>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</u> <u>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</u></p>

